

令和2年第2回

刈谷知立環境組合議会定例会会議録

令和2年9月14日

議事日程第2号

令和2年9月14日(月)

午前10時00分開議

- 日程第1 議長の選挙について
- 日程第2 議席の指定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について
- 日程第4 会期の決定について
- 日程第5 副議長の選挙について
- 日程第6 同意第1号 監査委員の選任について
- 日程第7 同意第2号 監査委員の選任について
- 日程第8 議案第2号 工事請負契約の締結について
(クリーンセンター施設改修工事)
-

出席議員(15名)

- | | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 上田昌哉 | 2番 | 牛田清博 |
| 3番 | 稲垣達雄 | 4番 | 黒川智明 |
| 5番 | 近藤澄男 | 6番 | 神谷定雄 |
| 7番 | 清水俊安 | 8番 | 白土美恵子 |
| 9番 | 杉山千春 | 10番 | 鈴木正人 |
| 11番 | 谷口睦生 | 12番 | 中島清志 |
| 13番 | 外山敏一 | 14番 | 中嶋祥元 |
| 15番 | 永田起也 | | |
-

説明のため議場に出席した者(4名)

- | | | | |
|-----|------|------|------|
| 管理者 | 稲垣武 | 副管理者 | 林郁夫 |
| 所長 | 外山伸一 | 業務課長 | 深谷裕之 |
-

職務のため議場に出席した事務局職員(4名)

- | | | | |
|-----------------|------|-------------------------|------|
| 課長補佐兼
焼却施設係長 | 早川俊治 | 課長補佐
(総務担当)
兼総務係長 | 永井篤行 |
| 専門員 | 小栗由起 | 主任主査 | 森洋喜 |

午前10時00分 開会

○臨時議長（外山鉦一）

ただいまから、令和2年第2回刈谷知立環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、過日送付いたしました議事日程表のとおりでありますので、御了承を願います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

しばらく休憩します。

午前10時1分 休憩

午前10時2分 再開

○臨時議長（外山鉦一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、議長の選挙についてを議題とします。

選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（外山鉦一）

異議なしと認めます。

それでは、議長には私、外山鉦一を指名します。

ただいま指名しました私、外山鉦一を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（外山鉦一）

異議なしと認めます。

ただいま指名しました私、外山鉦一が議長に当選しました。

よって、会議規則第31条第2項の規定により告知します。

ここで一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位の御推挙により、この刈谷知立環境組合議会の議長の役を仰せつかりました。微力ではありますが、当局と協力しながら環境施策並びに円滑な議会運営のために努力してまいりたいと思っております。どうか皆様方の温かい御協力と御支援をお願い申し上げます。簡

単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

これで、私の臨時議長としての職務を終わり、改めて議長としての職務を行わせていただきます。

○議長（外山 鉦一）

次に、日程第2、議席の指定についてを議題とします。

会議規則第3条第1項の規定により、議席は、ただいまの着席のとおり指定いたします。

○議長（外山 鉦一）

次に、日程第3、会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員については、会議規則第72条の規定により、1番 上田昌哉議員、15番 永田起也議員の両議員を指名いたします。

○議長（外山 鉦一）

次に、日程第4、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本会議の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山 鉦一）

異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

午前10時5分 休憩

午前10時6分 再開

○議長（外山 鉦一）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第5、副議長の選挙についてを議題とします。

選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山 鉦一）

異議なしと認めます。

それでは、副議長に永田起也議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました永田起也議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山 敏一）

異議なしと認めます。

ただいま指名しました永田起也議員が副議長に当選いたしました。

よって、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

副議長永田起也議員の御挨拶がございます。

○副議長（永田起也）

ただいま皆様の御推挙によりまして、副議長に選任いただきました。今回この刈谷知立環境組合議会の副議長を務めさせていただくわけでありますが、安定したごみ処理は市民の方々に密着した大切な問題であり、その責務の重さを痛感しているところでございます。その重責を果たすべく外山敏一議長の補佐役として努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御願い申し上げます。

○議長（外山 敏一）

ありがとうございました。

次に、日程第6、同意第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。

当局より説明を願います。

○議長（外山 敏一）

管理者。

○管理者（稲垣 武）

おはようございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

同意第1号、監査委員の選任についてをお願いいたします。

当組合の監査委員の選任につきましては、従来より知立市の監査委員を識見を有する者のうちから選任する監査委員として選任をしておりました。

今回の選任につきましても、従来と同様、慣例によりまして、知立市の監査委員の小林昭弑氏を識見を有する者のうちから選任する監査委員に選任をするものでございます。

住所及び生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

提案理由といたしましては、監査委員を選任するに当たり、刈谷知立環境組合格約第10条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があるからでございます。

どうか御同意賜りますよう、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（外山鉦一）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

別に質疑、討論もないようですので、採決いたします。

本案について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山鉦一）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（外山鉦一）

次に、日程第7、同意第2号 監査委員の選任についてを議題といたします。

黒川智明議員の退席をお願いいたします。

〔監査委員候補者 黒川智明議員 退席〕

○議長（外山鉦一）

当局より説明をお願いします。

○議長（外山鉦一）

管理者。

○管理者（稲垣 武）

議案書2ページをお願いいたします。

同意第2号、監査委員の選任についてをお願いいたします。

当組合の監査委員の選任につきましては、従来より刈谷市の福祉産業委員会委員長を組合の議会の委員のうちから選任する監査委員として選任をしてみいました。今回の選任につきましても、従来と同様、慣例によりまして、刈谷市福祉産業委員会委員長の黒川智明氏を組合の議会の議員のうちから選任する監査委員に選任をするものでございます。

住所及び生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

提案理由といたしましては、監査委員を選任するに当たり、刈谷知立環境組合規約第10条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があるからでございます。

どうか御同意賜りますよう、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（外山鉦一）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

別に質疑、討論もないようですので、採決いたします。

本案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山鉦一）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

黒川智明議員の入場をお願いいたします。

〔黒川智明議員 入場〕

○議長（外山鉦一）

次に、日程第8、議案第2号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案の説明を願います。

○議長（外山鉦一）

所長。

○所長（外山伸一）

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第2号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するもので、工事名はクリーンセンター施設改修工事、工事場所は刈谷市半城土町、工事概要は灰移送コンベヤ等更新工事及び電気計装工事でございます。請負契約金額は5億50万円で、予定価格に対する落札率は98.38パーセントでございます。

契約の相手方は、名古屋市中区新栄2丁目1番9号、荏原環境プラント株式会社中部支店、支店長 大庭茂樹でございます。

提案理由といたしましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得る必要があるからでございます。

以上でございます。

○議長（外山鉦一）

ただいまの説明に対する質疑、討論を行います。

○議長（外山鉦一）

中嶋祥元議員。

○14番（中嶋祥元）

おはようございます。

この議案第2号、工事請負契約の締結につきまして、ちょっと5億というお金ということで、内容を少し確認させていただきたいと思います。まず、1回目にお聞きするのは、この工事の内容、あと規模。規模感がちょっとわかりにくいので規模を教えてください。また、この工事をする

ことで焼却炉を止めて工事をするのか、止めることがなく工事ができるのか、そのあたりについてもお聞きします。お願いします。

○議長（外山鉦一）

業務課長。

○業務課長（深谷裕之）

今回の工事内容は灰溶融炉を廃止することに伴うもので、令和2年度から3年度の継続工事で焼却灰を灰ピットに搬送するための移送コンベヤの改修と、それに伴い必要となる中央監視装置の改造を行うものであります。

次に、工事の規模についてですが、移送コンベヤの更新5台と移送コンベヤの新設3台の合計8台。延長といたしまして約93メートルを改修するものであります。

また、焼却炉を止めることなく工事ができるのかとの御質問についてですが、焼却灰の移送コンベヤは現在2つの系統があり、今回の改修工事では1系統ずつ更新を行いますので、焼却炉を止めることなく工事を行うことができます。

以上でございます。

○議長（外山鉦一）

中嶋祥元議員。

○14番（中嶋祥元）

かなりの規模感の工事だなということがわかりました。

それで2回目の質問をさせていただきます。さきほど答弁の中で、灰溶融炉を廃止するというところでありましたので、その廃止する理由をちょっと確認したいと思います。

○議長（外山鉦一）

業務課長。

○業務課長（深谷裕之）

灰溶融炉は、これまで焼却灰の減容化を図ることで最終処分場の延命化に貢献してきました。しかし、灰溶融炉の稼働に必要な消耗品である黒鉛電極の価格が平成29年度から約5倍に高騰しております。それを受け、最終処分場の整備状況を踏まえ、クリーンセンターの維持管理に要する経費を削減するため、令和3年1月から灰溶融炉を廃止することといたしました。

以上でございます。

○議長（外山鉦一）

中嶋祥元議員。

○14番（中嶋祥元）

3回目の質問でございます。この議案の反対をするということではないということで、最終確認

をさせていただきたいんですけれども、今のお話ですと、焼却灰の減容化。少なくしたり、環境破壊物質をなくしたり。あとは、ただ原価的に高いので、それを落としていきたいということでの理由であるというように理解をします。

そうすると、懸念するのが環境問題ではないのかなというように思いますので、3回目の質問をします。灰溶融炉を廃止することで、例えば埋立の処理。例えば量が増えちゃうだとか、あとは環境面などに影響はあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（外山鉦一）

業務課長。

○業務課長（深谷裕之）

灰溶融炉を廃止することで、クリーンセンターの焼却灰は最終処分場で処分することとなります。その焼却灰はクリーンセンター内で薬品等により適正に処理を行っているため、無害となっております。加えて、最終処分場は埋立場所から周辺地盤へは成分が流出しない構造となっております、持ち込む灰と持ち込む場所で二重の安全対策をとっていることから、環境面への影響はございません。

以上でございます。

○14番（中嶋祥元）

ありがとうございます。

○議長（外山鉦一）

上田昌哉議員。

○1番（上田昌哉）

すみません。これ反対するわけじゃないんですけれども、ちょっと質問をしたいんですが、焼却場ってイメージとしては建てるのに120億とか130億ぐらいかかる。耐用年数が30年。それもどこかで大規模改修、何十億円入れて、それぐらいの耐用年数しかもたない。そういうところで、うちはこの荏原さんのストーカ式という焼却炉を使っているから、今回事業見積り1社しか載っていないんですが、そういうところでは焼却炉は荏原さんだから、そういう更新事業も荏原さん。これはなかなか効率がいいのかなという思いがありますが、そのあたりはどうなんですか。

○議長（外山鉦一）

業務課長。

○業務課長（深谷裕之）

今回の工事は、焼却灰を移送するコンベヤの更新工事に併せ、関係する電気及び計装機器などシステム全体の更新工事を行うものでございます。クリーンセンターは停止することができない施設でありますので、施設のプラントメーカーであり、運転を委託している荏原環境プラント株式会社との随意契約を行うことで、その技術、ノウハウを生かして焼却炉を運転しながら安全に工事を行

うものでございます。

以上でございます。

○議長（外山鉦一）

上田昌哉議員。

○1番（上田昌哉）

荏原さん、1920年創業で、売上げも5,224億で、従業員も1万7,080人、老舗で、特に、ストーカ式というのは結構歴史が古くて安定した焼却炉。そういうところでは随意で、運転も管理も任せているんだと。そういうところが一つわかったんですが、そういうところでは、やっぱりここも、さらにちょっと言うと中部地区でも公共で31、この辺だと岐阜が使われているんですね。ちょっと流動床式、床式、何て言うんですかね。そういう違うやり方でやられている。民間の11社が採用、さらに中国も最近こう進出されている。これは技術力があるんだろうなと。結構この業界では有名なところなんだと思うんですが、それとこのような思いで確認しておきますが、この会社の技術力ってどうなんですか。

○議長（外山鉦一）

業務課長。

○業務課長（深谷裕之）

荏原環境プラント株式会社は、国内外に約400の焼却施設の建設実績を有し、当クリーンセンターを含め国内で約70施設の運転管理を行うなど、豊富な実績と経験を有しており、それにより培われた高度な技術力を有するものと考えております。

以上でございます。

○議長（外山鉦一）

上田昌哉議員。

○1番（上田昌哉）

質問ではないですが、これ岐阜がやっているということで岐阜の市議会議員さんにちょっと友達がいるんで、荏原さん、どうなんですか。技術力もあるからどうなんですかと聞いて、予想としてはしっかりやってくれていますよ。技術力もあって。こういう答えが来るのかなと思ったら、実は岐阜市さん。ここと裁判をやっています、2015年10月に運営を終えたと。ちょっと教えてもらったんですが、2015年10月に東部クリーンセンター、これが火災したと。岐阜市は荏原環境プラントさんに復旧費41億400万円、損害請求をしている。2016年9月に保守点検業者の現場責任者を業務上過失疑いで書類送検している。実はこういうところに、まだ係争中ですから、どっちがいいか悪いかわかっていませんが、実は岐阜市さんではこういうことがあるんです。これは一応、頭に入れておいていただいて、さらにこの市議会議員さんに聞いたら、荏原さんに対して真摯な対応をし

ていただきたいというお言葉もいただきましたので、ここだけはすごい事実ということで。所長、その辺をやりながら、荏原さん、まあここで働いている方は一生懸命やられていると思いますが、そういうところも加味しながら、温かく荏原さんを見守ってあげていただきたいと。切磋琢磨して時には厳しく、ぜひそういうところでよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（外山鉦一）

ほかに質疑、討論もないように思われますので、これで質疑並びに討論を終わります。

これより本案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（外山鉦一）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（外山鉦一）

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第2回刈谷知立環境組合議会定例会を閉会いたします。

午前10時22分 閉会

会議録署名議員

刈谷知立環境組合議会議長 外 山 鉦 一

刈谷知立環境組合議会議員 上 田 昌 哉

刈谷知立環境組合議会議員 永 田 起 也